

令和2年5月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一(会長代理)
会長	13番	野村	栄治
推進委員		朝戸	元三
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第6号 農用地利用計画変更の承認について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可について

議案第8号 農地法第4条の許可指令書の取り消し願いについて

議案第9号 農地法第5条の規定による許可について

議案第10号 農用地利用集積計画の作成について

議案第11号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第12号 令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価
(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動
計画(案)について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

② 相続登記に関する報告

5. その他

① 諸般の報告

持続化給付金について(リーフレット参照)

② 農業者年金受給者会総会の開催について(予定)

令和2年6月26日(金) 午後3時から (防災拠点施設 やすらぎ館)

③ 田畑売買価格に関する調査について

④ 次期総会について

令和2年6月23日（火）午前9時から 和泊町役場 結いホール
 議案提出締切日：6月15日（月）午後5時まで
 現地確認調査日：6月16日（火）午後1時30分から
 議案発送日：6月18日（木）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 久富 ひとみ
 任用職員 川村 奈央

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和2年5月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。今月は、会長として出席する会等はありませんでした。コロナウィルスのせいでマスクの着用のままの会議は息苦しくて大変ですが、皆さん、頑張ってください。以上です。
事務局	それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思っております。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。徳永委員、村山委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、議事に入ります。今日は、議案第11号の説明のために朝戸委員が出席しておりますので、まずは議案第11号から行います。23ページをお願いします。議案第11号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要項領第9に基づくあっせん申出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい、売りのあっせんが1件出ています。整理番号1 土地の所在が後蘭字時田〇〇 528㎡ 他3件 合計面積2,772㎡ 希望価格が〇〇万円～で後蘭〇〇番地の〇〇氏より売りのあっせんがありました。以上です。
議 長	朝戸委員、補足説明をお願いします。

朝戸委員	はい，補足説明をします。後蘭字の農地売買あっせん価格は〇〇万円～〇〇万円という事になっておりますが，今回の希望価格が〇〇万円となっているのは，所有者の〇〇氏の体調が悪く鹿児島島の病院へ通うための資金が急遽必要になったためです。よろしくお願ひします。
議 長	現在この畑は，誰が耕作しているのですか。
朝戸委員	後蘭字の〇〇氏が4筆とも耕作しています。
議 長	圃場整備はされていますか。
朝戸委員	はい，3筆は整備済みです。
議 長	畑かんはどうですか。
朝戸委員	はい，3筆は整備されています。528㎡の後蘭字時田〇〇だけは，昔のままです。
議 長	あっせん価格をどうしたらいいでしょうか。筆ごとに価格を決めなくてもいいのですか。全筆同じ価格でいいのですか。
大山委員	3月の総会で近くの畑の売りのあっせんがありました，あれはどうになりましたか。
事務局	反当り〇〇万円で成立しました。
議 長	<p>それでは，整備済みの畑を〇〇万円～にして，未整備の畑は〇〇万円～にしてはどうですか。あっせん委員は，朝戸委員，大江委員，村山委員でどうでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようなので，あっせん価格およびあっせん委員を決定します。このまま，議案第11号を続けましょう。事務局，次，お願ひします。</p>
事務局	では，次，農地の売りあっせん申し出の取下げが出ています。土地の所在が大城字前田〇〇 1,250㎡ 沖縄県に在住の〇〇氏から出ています。取下げ理由としましては，売れそうにないからとのことでした。以上です。
議 長	<p>取下げを認めますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは，異議がないようですので，取下げを認めます。事務局，次，お</p>

	願います。
事務局	はい、貸しのあっせんが1件出ています。土地の所在が手々知名字先間前〇〇 989㎡ 希望価格は相場 手々知名〇〇番地の〇〇氏から出ています。この畑を貸すにあたっての条件が一つありまして、消毒の必要のない作物をお願いしますとのことでした。以上です。
議長	以前の耕作者は誰ですか。何を栽培していましたか。
事務局	契約が無かったので分かりません。
議長	<p>それでは、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円で、あっせん委員を町田委員と田浦委員でいいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円であっせん委員を町田委員と田浦委員をお願いします。事務局、次、お願いします。</p>
事務局	はい、買いのあっせん申出が2件出ています。整理番号1 和泊小学校区と玉城で20,000㎡ぐらいを反当り〇〇万円以内で買いたいと和泊〇〇番地の〇〇氏より申出がありました。整理番号2 土地の所在が国頭字中甫仁〇〇 1,456㎡ 他6筆 合計面積9,235㎡ を希望価格〇〇万円～〇〇万円で買いたいと国頭〇〇番地の〇〇氏より申出がありました。二人とも認定農業者であっせん名簿に登録があります。以上です。
議長	<p>整理番号1 あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円であっせん委員を平田委員、大福委員、玉野委員でどうでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円であっせん委員を平田委員と大福委員と玉野委員をお願いします。</p> <p>整理番号2 あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円、あっせん委員を今井委員と川間委員でどうでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円であっせん委員を今井委員と川間委員をお願いします。</p> <p>それでは、前に戻って議案第6号 農用地利用計画変更の承認について農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。朝戸委員、お疲れ様でした。(朝戸委員、退席)</p>
事務局	はい、説明します。整理番号1 計画変更は用途変更です。土地の所在が

	<p>国頭字東川〇〇 普通畑 5,807㎡の内の一部4,846.93㎡ 自作地 申請人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 変更理由が牛舎・堆肥舎・機械置場・飼料置場・運動場・資材置場です。整理番号2 計画変更は用途変更です。土地の所在が西原字ヲフン上〇〇 普通畑 2,715㎡の内の一部1,724㎡ 自作地 申請人が西原〇〇番地の〇〇氏, 変更理由が牛舎・運動場・飼料置場・農用車両駐車場です。こちら2件は, 農振法第13条第2項の各号5の要件をすべて満たしていると考えます。スクリーンをご覧ください。整理番号1も2も申請地に既に牛舎が建っています。今回は, 残りの面積を用途変更して新たに牛舎の建設を行うということです。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1番2番, 質問はありませんか。 (なしの声) それでは, 採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次, 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので, 次のとおり審議を求める。事務局, お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい, それでは, 申請番号1 土地の所在が玉城字東コナハ〇〇 普通畑 農用地区域内 6,729㎡ 譲渡人が神戸市在住の〇〇氏, 譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏で経営面積が〇〇㎡, 申請事由が経営規模拡大で, こちらは, 令和2年2月の総会で売りあっせんの申出がありましたので, 農業委員のあっせんによる売買となっています。全面積〇〇万円です。こちらの申請は, 農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため許可要件すべてを満たしております。以上です。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>質問, 補足説明等をありませんか。 (なしの声) それでは, 採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。 それでは, 議案第8号 農地法第4条の規定による許可指令書の取消願いについて 農地法第4条の規定による許可指令書の取消願いを受理したので, 次のとおり審議を求める。事務局, お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい, 説明します。土地の所在が仁志字佐木名〇〇 現況地目が宅地 公簿地目が普通畑 1,675㎡の内の一部531㎡ 申請人が仁志〇〇番地の〇〇氏で, 牛舎建設のために平成15年8月に転用の許可指令書が出されていたのですが, 畜産をやめてキビ経営に変更するという事での許可指令書の取消申請になりました。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>少し説明します。今回、この土地を相続するにあたり、ついでに取り消し申請を出してほしいという申出を受けたものになります。質問等は、ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、採決します。許可指令書の取消に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで許可指令書を取消します。次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可について 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、申請番号1 土地の所在が古里字野島〇〇 普通畑 農用地区域外 854㎡の内の一部261.91㎡ 後1筆が古里字野島〇〇 農地法第5条による転用済み 1,311㎡の内の一部58.45㎡ 合計面積320.36㎡ 譲貸人が古里〇〇番地の〇〇氏、譲借人が古里〇〇番地の株式会社〇〇です。転用の目的が台車用駐車場・社員用駐車場・廃棄処理用部品収納コンテナ置場で、権利の種類が許可日から永久賃貸借で対価が年間〇〇万円です。この案件につきましては、事前着工しておりまして、始末書の添付があります。申請番号2</p> <p>土地の所在が畦布字中川〇〇 普通畑 農地法第5条による転用済 346㎡ 後1筆が畦布字中川〇〇 農地法第5条により転用済 2,632㎡ 合計面積2,978㎡ 譲渡人が畦布〇〇番地の〇〇氏、譲受人が息子さんの畦布〇〇番地の〇〇氏です。転用の目的が牛舎・堆肥舎・運動場・飼料置場・駐車場息子さんへの贈与ということで所有権移転を伴います。別紙で意見書をお配りしてありますのでご覧ください。申請番号1の土地は、農用地区域外で、周囲は農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない生産性も低く農業には適さない農地であることから、第2種農地「その他の農地」に該当します。代替え地として適当な土地が見つからなかったため、申請は、やむを得ないものと認められます。資金面等も事前着工しているので不要です。面積等も適当だと認められます。被害防除計画書記載の措置を取るため、支障はないものと認められます。総合的な意見から本件農地を確認した結果、許可相当であります。なお、申請地内に贈与税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。現地確認しましたのは、徳永委員と私です。それと、農用地区域外で面積も小さいので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は、必要ありません。申請番号2ですが、こちらは、農用</p>

	<p>地区域内農地になります。基盤整備地区からは外してあります。この土地は以前転用申請が出ており平成16年7月26日に5条申請の許可が下りていません。その時の申請人が父親の〇〇氏でした。その時に、堆肥舎は建設されましたが、牛舎の建設は行わずに堆肥舎のみを建設して、残りをそのまま畑として使用しておりました。その後、息子さんが帰島し息子さんの名前で牛舎建設をしたいのですが平成16年に許可が下りているのでこのまま建設しても良いですか、との相談があり、今のままでは建設は無理ですので転用の事業計画の変更ということで新たに申請していただきました。農業用施設用地ということで不許可の例外になります。すでに、平成16年に用途変更はされているので、転用のみの申請になります。農用区域内であり面積もありますので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取があります。協議後の結果で許可を下すことになります。以上です。</p>
川畑委員	<p>すみませんが、今の説明では何を言っているのか分かりません。父親が用途変更してあって息子さんへの贈与になるならなぜ5条の申請なのですか。</p>
大福委員	<p>贈与なら3条でいいのではないですか。</p>
事務局	<p>前回、許可を受けたのが父親なので、今回は息子さんで許可を受けたいということで、5条申請になります。所有権移転が必要なので5条申請です。本来であれば前回の申請で全てを終わらせなければいけなかったのに、1年以上経っても未着工のままでしたので無断転用になり、指導の対象になるのですが、農業委員会として指導もしていなかったもので、今回このような形で再度申請していただきました。</p>
川畑委員	<p>許可を受けて1年以内に着工しなければいけなかったのに、途中で終わっていたということですか。</p>
事務局	<p>実際に転用するということなので、変更計画を出していただいたという流れになります。前回の事業とは少し違いますので事業計画変更を出していただいて新規での5条申請です。以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>質問はありませんか。</p>
大山委員	<p>申請番号1の賃借料〇〇万円で間違いはないのですか。</p>

事務局	はい，〇〇万円です。
大山委員	あまりにも高すぎませんか。
事務局	これはですね，先月の議案の現地確認に行った際に農業委員さんから，「あの土地は農地ではないですか。」ということがありまして，農業委員からの指導ということで追認的許可の申請になりました。
議長	他に質問はありませんか。 (なしの声) それでは，申請番号1，2の許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。 次に，議案第10号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求めます。事務局，お願いします。
事務局	はい，それでは，説明します。まずは，所有権移転が2件あります。申請番号1 土地の所在が喜美留字笠瀬当〇〇 普通畑 農用地区域内 714㎡ 他1筆 合計面積3,128㎡ これは公社から喜美留〇〇番地の〇〇氏が全面積〇〇万円で購入します。申請番号2 土地の所在が内城字一増田〇〇 普通畑 農用地区域内 3,220㎡ こちらは，瀬名〇〇番地の〇〇氏より公社が全面積〇〇万円でのご購入になります。以上が所有権移転になります。次に賃貸借になります。皆さん，資料に目を通していらっしゃると思いますので，ある程度は割愛させていただきます。申請番号1番から8番までが，公社経由の契約になります。申請番号9番から12番，14，15番が更新です。以前の契約と変わりはありません。申請番号13番は新規になりまして，農業者年金の経営移譲に係る契約で父親と息子さんとの使用貸借になります。以上です。
議長	それでは，所有権移転の1番2番で補足説明，質問はありませんか。
事務局	1番の補足説明をします。3年間の公社保有期間が過ぎて〇〇氏が買受できませんでしたが，やっと，資金の借入が出来ましたので所有権移転となりました。申請番号2は，3年以内に〇〇氏が公社より買受予定になっています。以上です。

<p>議 長</p>	<p>質問はありませんか。 (なしの声) それでは、採決します。所有権移転の許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、賃貸借で質問はありませんか。 (なしの声) それでは、採決します。賃貸借の許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。それでは、10分間の休憩にします。</p>
	<p>(10分間の休憩)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第12号 令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画について 説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、先ほどお配りした資料をご覧ください。毎年、この時期の総会において点検・評価をし、来年度の活動計画を作成して、県に報告をしなければならないのでとりあえず、事務局の方で作成してあります。皆さんの活動の中には、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置、農地パトロール等ございますますが、活動内容を確認していただき、この総会で皆さんに承諾いただければ、ホームページに掲載して、県に報告するということになります。確認をお願いします。質問等ございましたらお受けします。以上です。</p>
<p>川畑委員</p>	<p>1番確認してほしいところはどこですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、遊休農地の増減の確認をお願いします。それと、新規就農者の目標が5名でしたが、結果が1名でしたので令和2年の目標を2名にしました。後は、ご自宅の方で確認して、何かございましたらご連絡ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、次、合意解約の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、合意解約ですが、先ほどの議案第10号にありました公社を通しての</p>

	大阪市在住の〇〇氏と国頭〇〇番地の〇〇氏の契約がありましたが、この農地は基盤整備が入りましてその負担金を耕作者が支払うということで契約の内容を変更をするための合意解約です。
議長	相続の報告をお願いします。
事務局	はい、相続の報告をします。土地の所在が仁志字ミス俣〇〇畑 2,887㎡他3筆 合計面積7,524㎡ を仁志〇〇番地の〇〇氏が相続しました。以上です。
議長	何か質問はありませんか。(なしの声) 次期総会については、6月23日火曜日にこの会場です。議案の締め切りが15日ですのでご協力をお願いします。以上を持ちまして本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年5月22日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____